第二十五条の八の三　［略］

［２～４　略］

５　銀行法第五十二条の二十九第三項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）で紙面又は映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する措置）

第二十六条の三　法第二十五条第三号の二に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

２　法第二十五条第三号の三に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

改正後	改正前
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
第三条　次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。	**第三条**　［同上］
［一～十六　略］	［一～十六　同上］
［号を削る。］	十七　法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項及び第五項第二号の三、第七十条第五項第八号、第百三十七条の二第一項、第百三十七条の三第三号、第百四十三条第四号、第百四十九条第二項並びに第百七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。
	（金庫の子会社の範囲等）
	第六十四条　［略］
	［２・３　略］
	４　法第五十四条の二十一第一項第一号イ又は第五十四条の二十三第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第二十三号を除く。）とする。
	［一～十五　略］
	十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業
	［十七～二十六　略］
	［５～13　略］

第二十五条の八の三　［同上］

［２～４　同上］

５　銀行法第五十二条の二十九第三項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項で紙面又は映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する措置）

第二十六条の三　法第二十五条第三号の二及び第三号の三に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

［項を加える。］

２　法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項及び第五項第二号の三、第七十条第五項第八号、第百三十七条の二第一項、第百三十七条の三第三号、第百四十三条第四号、第百四十九条第二項並びに第百七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条　［同上］

［２・３　同上］

４　［同上］

［一～十五　同上］

十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業

［十七～二十六　同上］

［５～13　同上］